

平成27年4月

法人向けインターネットバンキング  
ご契約先 各位

北おおさか信用金庫

法人向けインターネットバンキングサービスでの不正払戻被害に  
対する補償対応について

いつも当金庫インターネットバンキングサービスをご利用いただき、誠に有難うございます。  
さて、当金庫では、お客さまに安心してインターネットバンキングサービスをご利用いただくため、今般、法人のお客さまがインターネットバンキングサービスで不正払戻の被害に遭われた場合の補償対応を下記の通り定めましたので、お知らせいたします。

今回の対応にて、お客さまにおかれましてはご不便をおかけすることとなりますが、万一不正払戻被害が発生した場合の被害額を最小限に止めるための対応ですので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 記

### 1. 適用開始日

本対応は、平成27年5月1日（金）より適用を開始いたします。

### 2. 対象

当金庫の法人インターネットバンキングサービスをご契約いただいている法人のお客さまが、インターネットバンキングサービスにおいて預金等の不正な払戻しによって被られた被害を対象といたします。

### 3. 被害補償の限度額

当金庫所定の金額を限度として、補償いたします。

但し、下記4または5に記載のように、補償の対象にならない場合または補償を減額させていただく場合がございますので、ご注意ください。

### 4. 補償の制限

次のいずれかに該当する場合は、当金庫は補償いたしません。

- ① 電子証明書方式で本サービスを利用できる環境であるにもかかわらず、電子証明書方式を利用されていない場合、または電子証明書を正規の手順で利用されていない場合
- ② 本サービスで使用するパーソナルコンピューターなどの機器（以下、「端末」といいます）にセキュリティ対策ソフトを利用されていない場合

- ③ 不正払戻しの発生日の翌日から30日以内に、当金庫へ被害の届出をしていただけなかった場合
- ④ 当金庫の調査に対して十分な協力をされない場合、または重要な事項について偽りの説明をされた場合
- ⑤ 警察への被害の届出をされない場合、または警察の捜査に対して十分な協力をされない場合
- ⑥ ご契約先の役職員等関係者の犯行またはご契約先の役職員等関係者が加担した不正な取引であることが判明した場合
- ⑦ 契約者ID（利用者番号）・パスワード等の本人確認情報や、本サービスで使用する端末を第三者に提供または貸与した場合
- ⑧ 端末が盗難に遭った場合において、契約者ID（利用者番号）・パスワード等の本人確認情報を端末に保存していた場合
- ⑨ 第三者からの指示または強要に起因して生じた損害である場合
- ⑩ その他、上記と同程度の過失が認められた場合
- ⑪ 戦争、暴動、地震等による著しい社会秩序の混乱に乗じてなされた不正払戻しの場合

## 5. 補償の減額

次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補償対象額の全部または一部について補償いたしません。

- ① 本サービスを使用する端末のOS（基本ソフト）やウェブブラウザおよびセキュリティ対策ソフトを最新の状態に更新されていない場合
- ② 端末にインストールされている各種ソフトウェアで、メーカーのサポート期限が経過したソフトウェアやウェブブラウザを使用されていた場合
- ③ 当金庫が推奨する端末の環境で利用されていない場合
- ④ 契約者ID（利用者番号）やパスワード等の管理が適切に行われていない場合や、パスワード等を定期的に変更されていない場合
- ⑤ 当金庫が注意喚起しているにもかかわらず、注意喚起している方法で、フィッシング画面等へ不用意に契約者ID（利用者番号）やパスワード等の本人確認情報を入力された場合
- ⑥ ご契約先が預金口座の残高照会や入出金明細照会等を長期間行われておらず、預金口座の管理が不十分と認められる場合
- ⑦ その他、上記と同程度の注意義務違反が認められた場合

以上